

政策提言

海洋安全保障と平時の自衛権
～安全保障戦略と次期防衛大綱への提言～

2013年11月

「安全保障」プロジェクトについて

東京財団では、めまぐるしく変化する安全保障環境に能動的に対処するための政策を提言するために、2007年度から「安全保障」プロジェクトを実施してきました。これまで、国防の重要な指針となる防衛大綱改定への提言（2011年）をはじめ、国家の危機管理態勢等の重要施策について研究と提言活動を重ねてきています。

2013年度においては、第2次安倍政権が進める防衛大綱の改定に向けた提言を行うための研究活動等を次の体制で実施しています。研究過程においては、学究・実務の方々との意見交換を重ねたことに加え、東京財団の「对外援助協力」プロジェクトとも連携しています。

【プロジェクト・リーダー】

渡部 恒雄 東京財団政策研究事業ディレクター兼上席研究員

【プロジェクト・副リーダー】

香田 洋二 ジャパンマリンユナイテッド株式会社顧問（元自衛艦隊司令官）

神保 謙 東京財団上席研究員、慶應義塾大学准教授

【プロジェクト・メンバー】

秋山 昌廣 東京財団理事長

浅野 貴昭 東京財団研究員兼政策プロデューサー

小原 凡司 東京財団研究員兼政策プロデューサー

西田 一平太 東京財団研究員兼政策プロデューサー

【本提言に関するお問い合わせ】

東京財団政策研究 西田一平太 電話：03-6229-5634

小原 凡司 電話：03-6229-5626

はじめに

今、日本が抱えている安全保障上の問題は何か。時あたかも、政府では対外的にはじめて公表するとされる国家安全保障戦略（NSS）を策定しようとしており、併せて防衛大綱の見直しを進めている。この機に、当財団「安全保障」プロジェクトは、どうしてもこの際、国家の安全保障政策・防衛政策に組み込んでほしい喫緊の課題に絞って提言しようと、作業を進めてきた。

日本の安全保障にとって、現在の大きな課題は海洋安全保障であろう。海洋立国日本にとって国益にからむ海洋の安全保障情勢を詳しく見てみた。この関係でもあるが、中国の海軍力の急速な増強は日本の安全保障に大きな影響を与えていたため、今後の展開を見る必要があり、2020年の中国の海軍力の見積もりを行った。日本の安全保障にとって相変わらず深刻な、北朝鮮の核保有能力及び核弾頭保有の動向を見るため、その予測も可能な限り追求した。

これらを踏まえ、さらには個々の課題の背景を追求しつつ、我々は緊急課題として、平時の自衛権の問題、自衛権に係る様々な課題、海洋安全保障に関する各種政策、国際安全保障への関与などソフトパワー的安全保障政策、及び武器輸出三原則等防衛技術問題について、合計 16 の提言を行う。

わが国の安全保障政策なり戦略が今策定されようとしているが、政策立案者がこれら提言の主旨を理解し、これらを現実の政策の中に取り入れることを強く願う。

2013 年 11 月

公益財団法人 東京財団
理事長 秋山昌廣

提言本文目次

本提言の背景と主旨

I. 安全保障環境概観

1. 各海洋の状況について

1－1. 太平洋／1－2. インド洋／1－3. 南シナ海

1－4. 東シナ海／1－5. 北極海／1－6. 各海洋の相関

2. 2020 年前後の中国の海軍力見積り

2－1. 日本の安全保障に対する影響／2－2. 中国海軍の運用体制概観

2－3. 中国海軍の各兵種の特徴

3. 北朝鮮の核能力・核弾頭保有予測

II. 提 言

1. 平時の自衛権と自衛権に関する喫緊の諸課題

1－1. 平時の自衛権の行使と発動／1－2. 策源地攻撃能力

コラム：在外邦人の保護について

1－3. 南西諸島における統合運用の強化／1－4. サイバー空間の利用

2. 海洋安全保障への総合的な取り組み

2－1. 海洋安全保障の新展開／2－2. 海洋安全保障への総合的取り組み

2－3. 陸海空自衛隊の連携および体制の強化

2－4. 海上保安庁の体制および省庁間連携の強化

2－5. 海上での法秩序重視／2－6. 北極海戦略

3. 国際安全保障に関する防衛省・自衛隊の政策

3－1. ソフトパワー的安全保障協力の推進

3－2. 防衛技術・生産基盤の維持と装備品の海外移転のあり方

III. (参考資料) 2020 年前後の中国海軍力の見積り (詳細)

海洋安全保障と平時の自衛権～安全保障戦略と次期防衛大綱への提言～

(PDF データ) <http://www.tkfd.or.jp/research/project/news.php?id=1208>

提言要旨

1. 平時の自衛権と自衛権に関する喫緊の諸課題

提言 1：自衛隊に防衛出動が下令される以前、すなわち「平時」におけるグレーゾーン事案において自衛権の行使を容認し、自衛隊法改正や安全保障基本法の整備を行い、集団的自衛権行使とともに、これを反映する。また、グレーゾーン事案に関する政府の問題整理と意思決定体制を確立し、具体的な演練実施（ケーススタディ）を制度化する。

尖閣諸島周辺に代表される今日の安全保障環境の下、自衛隊の対処が迫られる蓋然性の高い事態の多くは、明確にわが国に対する侵略とは認め難いが、海上保安庁等の警察力の能力を超える主権侵害事態（「防衛出動」下令に至らない「グレーゾーン」）に属するものと考えられる。ところが、これまでの日本の防衛を考える上で、このような主権侵害事案は深く検討されてこなかった。現状でも、グレーゾーンにおける事案そのものの法的な整理や事案に存在する問題点、政府の対処方針決定に必要な制度整備のほとんどがなされていない。現在、政府が取り組んでいる「集団的自衛権行使容認」は、防衛出動下令後に、自衛権に基づく武力による侵略の排除が認められた状況下での課題である。これも重要な案件だが、事態の起こる順番からいけば、「平時の自衛権行使」に関する本提言は、集団的自衛権の検討に優先されて実施されるべきものである。

提言 2：グレーゾーン事案に適切に対処するために、自衛権行使（武器の使用）に関する政府統一見解（3 要件）を緩和する。特に第 1 要件である「急迫不正の侵害」の解釈をより柔軟にすべきである。

現行憲法下において、自衛権の発動としての武力の行使に関する日本政府の統一解釈は次の三要件である。①わが国に対する急迫不正の侵害があること。②この場合にこれを排除するために他に適當な手段がないこと。③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと。しかし、これは平時・有事が明確に区別できた冷戦時代に、ソ連軍の本格的侵攻を想定したものである。近い将来、日本が直面する可能性が高い危機では、明確に「急迫不正の侵害」と判定できないグレーゾーン事態が多くなると推察される。このため、これまでの政府の想定と現行の制度には現状との明らかな乖離が存在している。仮に防衛出動が早期に下令されたとしても、自衛権の速やかな発動が困難となる恐れもあり、日本に対する主権侵害や侵略への排除を適切に実施できることとなる。

提言 3：わが国（自衛隊）の策源地攻撃能力は、日米共同体制の強化と活用によって確立すべきである。以下の三つの目標を設定する。1. 米軍が保有する本能力を、日米共同の下でわが国が主体性をもって活用できる態勢／体制を構築する。2. 日米共同を前提とした策源地攻撃態勢／体制の中における、「より大きな自衛隊の任務分担」及び「より深い自衛隊の関与」を可能とする態勢／体制を実現する。3. 政府政策として「わが国は、策源地攻撃能力を独立国としての固有の権利として保有する」との立場を明確にする。

自衛隊創設以来、憲法解釈との関係もあり、一定条件下の敵基地等の攻撃（いわゆる策源地攻撃）は可能という政府解釈にもかかわらず、具体的な自衛隊の防衛力整備及び作戦体制の構築は全くの手つかずであった。自衛隊に策源地攻撃能力を付与することは、国家防衛の所要及び自衛隊の自己完結性という観点から本来は望ましいことである。しかし、これまで自衛隊の策源地攻撃の欠如は、自衛隊が「盾」、米軍が「矛」として、日米安全保障体制による米軍の能力により補完されてきた。一定条件下とはいえ、策源地攻撃能力を自衛隊に具体的に付与する上での予算的、体制的制約は極めて大きく、当分の間わが国の現実的選択肢とはなりえないと思われる。本提言は、次期大綱が対象とする今後 10 年程度の期間を想定する実現可能な施策であり、日米安保体制の強化と活用によって目標に近づくことが必須である。

提言 4：南西諸島に平素から陸上自衛隊を駐屯させ、国家としての領土防衛意思を明らかにする。米軍と連携し、海空自衛隊の統合運用による抑止態勢を確立する。抑止が破綻した場合にも、侵略を撃退し島しょを迅速に奪回しうるよう水陸両用戦能力（いわゆる米軍の海兵隊的機能）をバランスよく整備する。その際には、米軍との役割・任務・能力の綿密な協議が必要であり、効果的・効率的にこれらの機能を整備する。

東シナ海と西太平洋を隔てる南西諸島は、中国の北海艦隊と東海艦隊の太平洋への出口を扼する位置にある。また、米国にとり前方展開戦略の要、かつ、エアシーバトル構想における重要な前方拠点である。しかしながら、このように戦略的に重要な位置を占めているにもかかわらず、南西諸島は沖縄本島を除き軍事的に無防備である。さらに、このことが近隣諸国の冒険心を刺激しかねない極めて不安定な状況にある。この状況を改善するため、沖縄本島の他に、宮古列島、八重山列島の主要島しょ及び奄美大島等に陸上自衛隊を平素から駐屯させるべきだ。国家としての領土防衛意思を明らかにし、抑止及び地域の安定化をはかることは極めて重要である。この際、駐屯部隊は、米国の前方展開戦略やエアシーバトル構想を補完するように米国と密接な調整をはかり、海、空自衛隊及び米軍との共同により相乗効果を発揮できるようにすべきである。また、抑止が破綻し侵略を受けた場合に備え、迅速に奪回しうる自衛隊の統合的な水陸両用能力が必要となる。

提言 5：サイバー空間に関して利用の目的及び国家戦略を定める。自衛隊には、防衛のみならずサイバー空間における運用全てを担当する部隊を設立する。自衛隊を国家サイバー空間利用の主担当とし、各省庁の情報部門を全て統括する権限を与える。また、最新の技術・ノウハウを活用できるよう、民間企業との連携を進める。

米国によって、陸上、海上、航空、宇宙に続く第5の戦場と規定されるサイバー空間は、安全保障における新たな領域である。これは、サイバー攻撃が単なる情報収集及び情報活動の妨害のみならず、物理的破壊を伴うことも可能だからである。サイバー利用の先進国では、サイバー攻撃を含め、サイバー空間を利用する目的、コンセプト及び戦略を定め、これに沿って機関や部隊等を整備している。日本では、いくつかの試みがなされてきているが、政府機関のサイバー空間利用に関する意識は未だ低い。ネットワーク上での情報共有さえ十分にできない状況だ。また、外交・安全保障の視点が不十分である。サイバー・オペレーションの実動部隊に人員及び予算を割くことができる自衛隊を主管とし、防衛省、外務省、総務省、経産省、警察庁等を統括する政治のリーダーシップが不可欠である。加えて、最新のサイバー空間利用能力を維持していくために、政府機関より進んだ能力を有する民間企業との協力が不可欠である。これは単なる研究や情報共有ではなく、事前に原価積み上げ方式で作成する予算の考えを改め、日進月歩の民間企業のノウハウと能力を常に情報収集・処理システムと結合し、民間企業の最新技術を利用できるようにしていくことが必要となる。

2. 海洋安全保障への総合的な取り組み

提言 6：次期大綱では「海洋安全保障への総合的な取り組み」について事項を立てて特出しし、これがわが国の現在の防衛政策にとって、喫緊の課題であることを明らかにする。特に日本と関係する西太平洋、アジア海域、インド洋及び北極海について、近年急展開する海洋安全保障の情勢を観察分析し、わが国としての総合的な対応の基本を示す。

海洋は全てのユーザーに開かれている。現在でも海運が最も有効な輸送手段であるのは、海洋には国境がなく世界中の往来が自由である上、船舶の容積、すなわち輸送量は理論的には制限がないことによる。資源エネルギーの開発も、近年海洋において大いに進展している。海に囲まれた日本は特に海の恩恵を受ける国であり、海洋における安全保障はわが国の死活的国益に関わる問題である。日本にとって重要な海域は沿岸や近海に留まらない。世界のいざれの海域で問題が起こっても、日本の経済活動に大きな影響を与え得るからである。海運に依存して経済活動を開発する日本は、海洋における安全保障に更に意を用いるべきである。次期大綱においては、わが国の海洋安全保障に対する認識を充実させ、総合的な取り組みを示し、重視事項については具体

的に記述すべきである。

提言 7： 海洋安全保障の観点から、陸、海、空自衛隊の連携強化を図る。海洋安全保障は、対象となる海域の上空、さらには国境離島を含めて考える必要があるため、陸上、海上及び航空自衛隊の統合運用を強化する。このため、統一した指揮の下で各自衛隊が作戦を実施できるよう、統一された C4ISR システムの整備、協同演習の実施、ならびに陸、海、空自衛隊による共通の海洋安全保障戦略の策定が求められる。

海洋安全保障に島しょ防衛は不可欠であり、陸、海、空自衛隊の統合運用の深化は不可避である。統合作戦の基盤を成すのが情報の共有と指揮の統合であるが、現状においては各自衛隊では異なる C4ISR（指揮、統制、通信、コンピューター、情報、監視、偵察）システムを利用している。このため目標をシステム間でシームレスに共有できる状態ではなく、たとえ指揮が統合されたとしても、各部隊への攻撃目標の配分や部隊間の目標の移管といった統合運用に求められるタスクが実施できないのである。このため、統一された C4ISR システムの導入が必要である。また、作戦指揮の統一も重要な問題である。陸、海、空自衛隊の各部隊の特性を理解し、統一された指揮の下に各部隊が効果的に動けるのか等を見極めるために、三自衛隊の協同演習・訓練を頻繁に実施する必要がある。さらに、協同作戦には、共通の目標を共有することが必要である。そのため、三自衛隊が協同して海洋安全保障戦略を策定し、その目的を明確にするとともに個別の作戦計画を立案しなければならない。

提言 8： 海洋安全保障環境の変化に応じ、本土から離隔した海域においても海上及び航空優勢を確保できる能力を海上及び航空自衛隊に付与する。艦船、戦闘機、対潜水艦哨戒機、早期警戒管制機を質と量において拡充するとともに、わが国防衛に必要な海域に対するエア・カバー（空域防衛）を提供可能な空母の導入について検討を開始する。

海洋安全保障には、周辺諸国との良好な関係の維持等、外交的努力も必要とされるが、有事において自らと友軍の海上優勢が確保できなければ脆弱性は免れない。海上優勢を確保するためには、航空優勢の確保が不可欠である。エア・カバーのない水上艦艇部隊が、水上戦闘に勝利するのは難しい。このため、海、空自衛隊が艦船、戦闘機、哨戒機、早期警戒管制機を拡充することは優先順位の高い課題である。また、国境離島防衛も重要であり、監視、拠点確保、海兵隊的功能（水陸両用機能）付与などの点で、陸上自衛力の拡充も必要である。南西諸島周辺でエア・カバーを確保するには新たな飛行場か空母の導入が不可欠だが、前者は政治面・運用面（抗堪性）において実現性が低いため、空母の運用がオプションとなる。ただし日本にとって、米国のような空母打撃群の導入は不必要であるばかりでなく、財政的にも非現実的だ。既に保有している

22DDH（「いづも型護衛艦」）などの艦船に対する改修等と、艦載機として垂直離着陸機能を備えたF-35Bの導入などが検討の対象となる。

提言9：領海と離島の防衛及び海上秩序維持を図るため、海上保安庁の強化に加え、海上保安庁と自衛隊の実効ある連携を推進する。さらに関係省庁間において、危機管理プログラムを策定・共有し、それを運用する。平時から有事にかけてシームレスな対応を確保するため、自衛隊は、海上保安庁をはじめ、総務省、外務省、国土交通省、警察庁、水産庁、資源エネルギー庁など関係省庁との連携、協力を進める。

領海及び離島は、本来、自衛権に基づいて防衛すべき対象である。にもかかわらず、法的な矛盾により、現時点では海上保安庁が海上の治安維持の任務を通じてグレーゾーン事態に対処せざるを得ない状況にある。提言1で示した法的矛盾の解消に加え、海上保安庁の体制・態勢を急速かつ大胆に整備・拡充することが喫緊の課題だ。同時に事態の悪化を想定し、海上保安庁と自衛隊とのシームレスな連携体制の整備を直ちに進める必要がある。具体的には、平時から有事までの事態の推移に関する全ての省庁間で、危機管理プログラムを策定・共有しておくことである。

提言10：事案の複雑化・超国家化に対応するためには国際協力が不可欠であり、海洋産業との連携も欠かせない。中国の法執行機関所属の船舶による、わが国領海などへ侵入を繰り返して実力行使によって現状を変更しようとする行為については、偶発の紛争を引き起こしかねないパラミタリーによるハラスマント行為として、国際社会に広く訴えて問題認識を共有する。

海洋での領域防衛に関する事案の複雑化・超国家化に対応するためには国際協力が欠かせない。中国の実力行使により現状を変更しようとする行為を、国際社会に広く訴えて問題認識を共有し、エスカレーションを防止するための外交努力を行う必要がある。一方、海洋産業との協同も重要である。国際的な課題である航行の自由・海洋資源の確保などに関連して、関係海域の監視や通信等の能力を向上させる成層圏プラットフォームの活用等により連携を図る必要もある。

提言11：海洋安全保障における法秩序の重要性に鑑み、自衛隊の法務官の地位を引き上げ、米国と同様に「将」の地位を以てこれに充てる。法秩序、ルールを無視する他国の動きをけん制するとともに、かかる国を既存の法秩序に組み入れていく努力をする。海上自衛隊は、法執行機関が実施している証拠蓄積努力を見習う必要がある。

海洋に関しては、現在、国連海洋法条約が海の憲章として機能しているほか、多くの条約や法規が確立してきている。海洋における軍事活動に関しても、平時及び有事において、慣習法も含め

様々なルールがある。海洋安全保障における法秩序の重要性が近年高まっていることに鑑み、自衛隊の法務官（特に海上自衛隊の法務官）の地位を引き上げ、米国と同様に「将」の地位を以てこれに充てることとする。また、海洋における法秩序、ルールを無視する国に対してはその動きをけん制しなければならない。それとともに、かかる国を確立した海洋の法秩序に組み入れていく努力が求められ、わが国の法秩序重視の体制を示す必要がある。同盟国米国に対しても、世界最大の海洋国家として国連海洋法条約を早期に批准するよう、強く働きかける。

提言 12：北極海に対する海洋安全保障戦略を示す。融氷の進む北極海においては、近年及び近い将来、大きな変化が見込まれることから、わが国としての北極海安全保障戦略を早急に確立する。その際、北極航路の実用化、海洋資源エネルギーの探査開発、新たな海洋安全保障環境の出現などを考慮すべきである。また、北極評議会（AC：Arctic Council）への積極参加や海洋観測船の北極海投入を実現する。このため、要すれば自衛隊法の改正を行う。

最近公表された各種の科学的分析によれば、今後北極海において融氷が早く進展する可能性がある。この場合、北極海における海上物流、海洋資源開発、漁業、海洋環境保全が大きく影響を受けることとなる。これらを見据えて、北極海沿岸国は新しい安全保障・国防政策を展開しつつある。グローバルな海軍行動パターンも大きく変わる可能性が見込まれる。このように、近い将来、北極海において大きな変化が見込まれる中、わが国としての北極海に関する安全保障戦略をすぐにでも打ち立てなければならない。

3. 國際安全保障に関する防衛省・自衛隊の政策

提言 13：諸外国の軍及び法執行機関に対する能力構築（キャパシティ・ビルディング）支援の内容と予算を大幅に拡充し、地域及びグローバルな安全保障環境の改善に能動的役割を果たす。防衛省の能力構築支援、外務省の戦略的政府開発援助（ODA）、国際協力銀行による融資等を有機的に連携させる。

現防衛大綱では、アジア太平洋地域及びグローバルな安全保障環境の改善のために能力構築支援を積極化することが示されている。実際に2011年度には、防衛省防衛政策局国際政策課に「能力構築支援室」が設置され、主として東南アジア諸国に対する非伝統的安全保障分野における能力向上や人材育成などの支援活動を実施している。しかし、現在の能力構築支援は限定的な分野かつ小規模な事業内容にとどまり、その年間予算も約3億円に過ぎない。この能力構築支援の内容と予算を大幅に拡充し、各省庁が連携して迫力ある地域的関与を可能にすることが必要である。能力構築支援の最大の対象となるのが東南アジア諸国である。第一の施策として重視するべきは、

東南アジア諸国との合同軍事演習や共同訓練の強化である。第二の施策は、東南アジア諸国の國防力の強化及び関連インフラに対する資金・技術協力である。国防力を構成するのは、正面装備のみならず、空港、港湾、道路、電力、通信、エネルギー、ソフトウェアなどのインフラストラクチャーとともに、これらを運用する組織や人的資源が重要な要素となる。東南アジア諸国が国防力を高めていくためには、こうした総合的なインフラ資源の整備が決定的に重要な要素となる。

提言 14：国際平和協力活動と政府開発援助（ODA）の連携を抜本的に強化する。新設される国家安全保障会議（いわゆる日本版 NSC）内に常設の国際安全保障協力室を設置し、国連の平和維持活動や有志連合国による平和構築・海賊対処活動等の動向分析や、ODA を含む恒久的な省庁間連携・調整の場を設ける。

現在、政府は国家安全保障会議（NSC）の導入準備を進めている。慎重なかじ取りが求められる尖閣諸島をめぐる事案の対応やテロ・大震災など不測の事態対処に備え、政府に省庁横断的な意思決定の機能を保有することは必要不可欠である。一方、国家安全保障会議（NSC）には危機管理や事態対処の傍ら、中長期の安全保障戦略を練る役割が期待される。これは国内外の長期情勢分析に基づき、国家目標を省庁横断的に共有し、その実現を図るために政策資源の特定と活用指針（戦略）を策定する機能である。この中長期の安全保障戦略を練る部署に「国際安全保障協力室（仮称・CSC/Center for Security Cooperation）」を設け、国連の平和維持活動や有志連合国による平和構築・海賊対処活動等の動向分析や、政府開発援助をも含む恒久的な省庁間連携・調整を進めるべきである。

提言 15：次期大綱では、日本の防衛技術・生産基盤を強化し、適切な武器輸出、国際共同開発、国際協力を進めるために、「武器輸出三原則等」をより簡素化すべきである。特に、現在も残っている第三国への移転の条件を緩和して簡素化すべきだ。このような武器輸出の判断と実施は、新設される国家安全保障会議（NSC）からの戦略的な助言を得て内閣総理大臣が決定し、外務省及び外務省貿易法の主管である経済産業大臣が遂行する体制にすべきである。

2011 年に野田内閣は、「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話を発表し、これまでの個別的な例外化措置を、包括的なものに変え、平和貢献、国際協力及び防衛装備品の国際共同開発・生産については政府方針を緩和する方向を打ち出した。この武器輸出三原則等の見直しの方向性は間違っていないが、今後は、政府主導体制で、戦略的に日本の防衛技術・生産基盤を強化すると同時に、適切な武器輸出、国際共同開発、国際協力を進めるために、省庁の垣根を越えて、オール・ジャパンで対応する体制を構築する必要がある。まず必要なことは、2011 年の見直し以後も継続している、輸出品、供与品、及び共同開発政策の第三国への移転

がないことを担保する厳格な管理という条件の緩和である。次期大綱においては、これらの点を踏まえた日本の防衛装備移転、国際共同開発・生産、能力構築支援などの国際協力について、シンプルで明確な方針を示すことが望ましい。

提言 16：将来を見据え、日本の持つ限られた研究・開発費を有効に使うためにも、デュアルユース技術を含む防衛関連技術の促進のための、産学と防衛による共同体制を作る。まず、内閣府主導の科学イノベーション総合戦略と防衛関連の技術開発を有機的に連結させることが、その第一歩となる。そのためにも、科学技術全般を視野にいれ、防衛技術とそのライフサイクルを熟知した専門家を育てることが急務である。

日本国内の防衛生産基盤を維持していくためのもう一つの課題が、新しい技術と装備に対する国内の研究開発費の拡充である。日本の技術開発費は、防衛省の技術研究本部が開発、設計、生産に関わってきたため、民需転換には複雑な手続きが必要だった。さらに、優れた基礎技術を持つ日本の大学との連携も弱かったため、民間企業の新規装備の研究開発能力は脆弱な状況だ。これを放置して国産企業の競争力が削がれていけば、たとえ、武器輸出や国際共同開発へのハードルが下がったとしても、安定した防衛生産基盤は維持できない。本来であれば、新設を予定している総合科学技術会議の「戦略的イノベーション創造プログラム（仮称）」が、防衛省内におけるプロジェクトチームの構想・開発部門と連携して、オール・ジャパンでの総合科学技術を検討できる仕組みが望ましい。省庁の垣根、特にこれまで文部科学省が管轄してきた研究・開発予算の既得権、そして学会に依然として残る軍事技術への拒否感などから、膨大な政治コストが予想されるが猶予は許されない。

海洋安全保障と平時の自衛権
～安全保障戦略と次期防衛大綱への提言～

2013年11月発行

発行者 公益財団法人 東京財団

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル 3F
Tel 03-6229-5504 (広報専用) Fax 03-6229-5508
E-mail info@tkfd.or.jp URL <http://www.tokyofoundation.org>

無断転載、複製および転訳載を禁止します。引用の際は本書が出版であることを必ず明記してください。
東京財団は、日本財団および競艇業界の総意のもと、競艇事業の収益金から出捐を得て設立された
公益財団法人です。

公益財団法人 東京財団 | 政策をつくる・人を育てる・社会を変える

〒107-0052 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル3階 | tel. 03-6229-5504 fax. 03-6229-5508 E-mail: info@tkfd.or.jp